

令和9年度税制改正要望について



重要事項

○石油諸税の更なる増税や石油諸税に係る税収の使途拡大等、石油に対するこれ以上の税負担に反対

- ・石油には既に年間4兆円を超える巨額な税が課せられています。2028年度から炭素に対する賦課金も石油に課される中、これ以上の税負担の増加は国民の理解が得られず、断固として反対です。

○自動車用燃料・エネルギーに対する課税の公平性確保

- ・EV用の電気等は自動車燃料税の課税対象とされておりません。欧米では道路利用者の公平な負担の観点から、EVを含む乗用車・トラック等に対し、走行距離等に基づく課税（課金）制度が検討・導入されています。わが国もEV等に対する自動車重量税と自動車税を見直す方針が示された中、その税率については、EV等とガソリン車等の課税の公平性を確保できる水準とすべきです。

○戦略分野国内生産促進税制の拡充

- ・国産SAFの普及、航空分野の脱炭素化の達成に向けて、法人税の控除上限の引き上げや、控除期間の確保（操業開始時からの適用）、不適用措置に対する救済措置の創設をお願いいたします。

○LLPに対する現物出資時の簿価譲渡を可能とする制度の創設

- ・石油精製業等における事業再編・構造改善のため、LLPに対する現物出資時の簿価譲渡を可能とする制度の創設をお願いいたします。

○欠損金に係る繰越控除制度の見直し

- ・わが国の欠損金の扱いは欧米主要国と比べて不利な制度となっており、繰越期間（現行10年）の無期限化もしくは延長、また、繰越控除限度額（当期所得の50%に制限）の撤廃もしくは緩和をお願いいたします。

○SAF等の原料輸入に係る関税およびニートSAF等の輸入に係る関税・石油石炭税の免税措置の創設

- ・SAFやリニューアブルディーゼル等の供給体制の構築に向けて免税制度の創設をお願いいたします。

その他主要事項

- 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけタックス・オン・タックスの排除を直ちに実施すべき
- 石油精製工程で生産される石油化学原料用軽質炭化水素（C3・C4）に係る石油石炭税還付制度の創設
- バイオETBEおよびバイオETBEの原料として使用するバイオエタノールに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長
- 償却資産に係る固定資産税の廃止 等

以上